

政令第 号

航空機製造事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、航空機製造事業法（昭和二十七年法律第二百三十七号）第十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

航空機製造事業法施行令（昭和二十七年政令第三百四十一号）の一部を次のように改正する。

第三条の前の見出し並びに同条及び第四条を削る。

第二条中「（以下「航空工場検査員」という。）は、航空工場検査員国家試験に合格した者」を「は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」に改め、同条に次の各号を加える。

一 航空機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航空機の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航空機の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、法第十六条に規定する製造工場又は修理工場（以下この条において「工場」という。）において三年以上航空機の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

二 航空機用原動機の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航空機用原動機の製造又は

、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

六 航法用電子機器（第二条第九号ホ及びへに規定する機械器具に限る。以下この号において同じ。）の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 航法用電子機器の製造又は修理に係る許可事業者が実施する航法用電子機器の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上航法用電子機器の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

七 回転翼航空機用トランスミッションの検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に係る許可事業者が実施する回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上回転翼航空機用トランスミッションの製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

八 ガスタービン発動機制御装置の検査又は製造若しくは修理の方法の認可に関する事務 ガスタービン

発動機制御装置の製造又は修理に係る許可事業者が実施するガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する研修として経済産業省令で定めるものを受け、かつ、工場において三年以上ガスタービン発動機制御装置の製造又は修理に関する経済産業省令で定める事務に従事した者

第二条を第四条とし、第一条の三を第三条とし、第一条の二を第二条とし、第五条及び第六条を削り、第七条を第五条とする。

別表中「第七条」を「第五条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

航空機及び航空機用機器の製造及び修理を行う事業者の技術水準の向上並びに検査等の実情の変化に鑑み、航空工場検査員の要件について、航空工場検査員国家試験に合格していることから当該事業者による当該製造又は修理に関する研修を受けていること等に改める必要があるからである。